

生駒市規則第 28 号

生駒市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）以外の法令又は条例による任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）	地方公務員法以外の法令又は条例による任命権者が任命する職員

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。